



令和8年度病害虫発生予察注意報第1号

令和8年4月27日
埼玉県病害虫防除所

本年の熊谷のアメダス観測データから推定されるムギ類赤かび病菌子のう胞子飛散好適日は、4月1日から4月26日までの積算日数が11日(平年同期7.9日)と過去10年で3番目に多くなっています。なかでも、4月14日から16日および23日から25日はそれぞれ3日間連続で子のう胞子飛散好適日が出現しており、11月中下旬に播種した小麦が最も感染しやすい開花期と子のう胞子飛散好適日が概ね一致しています。

向こう1か月の気温は高く、平年に比べ晴れの日が少ないことが予想されており、今後しばらく本病の感染に好適な気象条件になることが見込まれます。

今後、本病の発生量の増加が懸念されますので、本病の発生が見られる小麦ほ場では、追加の防除を実施しましょう。

作物名 ムギ類
病害虫名 赤かび病

1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

2 注意報発表の根拠

- (1) 本年の熊谷のアメダス観測データから推定されるムギ類赤かび病菌子のう胞子飛散好適日は、4月1日から4月26日までの積算日数が11日(平年同期7.9日)と過去10年で3番目に多くなっている。なかでも、4月14日から16日および23日から25日はそれぞれ3日間連続で子のう胞子飛散好適日が出現しており、11月中下旬に播種した小麦が最も感染しやすい開花期と子のう胞子飛散好適日が概ね一致している(表1)。
- (2) 気象予報によれば、関東甲信地方の向こう1か月の気温は高く、平年に比べ晴れの日が少ないことが予想されており、今後しばらく本病の感染に好適な気象条件になることが見込まれる。

3 防除対策等

- (1) 本年は播種時期によってムギ類の生育経過が異なっており、現在、防除適期と

なっているほ場も多いため、開花期の防除を必ず実施する。

- (2) ほ場において発病が確認された場合は、蔓延防止のため収穫前日数及び使用回数に注意して、早急に薬剤による追加防除を実施する。
- (3)刈遅れにより麦類が降雨に当たると、本病の進展等を助長する原因となるため、適期に確実に収穫する。
- (4) 収穫前にはほ場を確認し、赤かび病の発生が多い場合や発生ほ場で倒伏が生じている場合は、赤かび病や倒伏の被害を受けていない他の麦とは分けて収穫する。
- (5) 収穫に用いる農機やコンテナ等は、作物残さがないよう清掃し清潔に保つ。輸送に当たっては、乾燥した状態のコンテナ等を使用し、急な降雨による水濡れ防止のためにあらかじめ覆い等を用意し、作業にあたる。
- (6) 収穫後、適切な水分まで乾燥する間に赤かび病菌が増殖してしまう場合があるため、収穫した麦は可能な限り速やかに乾燥調製施設に搬入し乾燥させる。

表1 赤かび病の発生に好適な気象条件の出現状況（熊谷）

日付(2026年4月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
子のう穀形成好適日	*		*		*	*	*		*	*	*			*	*	*	*				*	*	*	*	*	
子のう胞子飛散好適日					○	○				○	○			○	○	○					○		○	○	○	

* 子のう穀形成好適日：平均気温が13℃以上で降雨直後(前日または当日)

○ 子のう胞子飛散好適日：最高気温が15℃以上かつ最低気温が10℃以上で、湿度80%以上または降雨直後(前日または当日)



写真1 小麦の被害穂(左は発病初期、中央・右は胞子塊を生じた小穂)



写真2 穂に生じたサーモンピンクの胞子塊



写真3 六条大麦の被害穂

※写真は過去の多発生時の発病穂を参考として掲載

表2 ムギ類赤かび病の防除薬剤例(地上散布及び無人航空機散布両対応)

薬 剤 名	FRAC コード	対象作物	使用時期	使用回数
トップジンMゾル	1	小麦	収穫 14 日前まで	出穂期以降は 2 回以内
シルバキュアフロアブル	3	小麦	収穫 7 日前まで	2 回以内
ワークアップフロアブル	3	麦類	収穫 7 日前まで	3 回以内
ミラビスフロアブル	7	小麦	収穫 7 日前まで	2 回以内
ファンタジスタフロアブル	11	小麦	収穫 14 日前まで	3 回以内

(使用基準は令和8年4月27日現在)

< 農薬使用上の注意事項 >

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度、確認する。
特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）で確認できる。
農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

※ 埼玉県農薬危害防止運動期間！（令和8年5月1日～8月31日）

4 問合せ先

埼玉県病害虫防除所 電話：048-539-0661